

つくばみらい市規則第 11 号

つくばみらい市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

つくばみらい市長



つくばみらい市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

つくばみらい市職員の給与に関する規則（平成 18 年つくばみらい市規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 1 項第 2 号中「交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均 1 箇月当たりの通勤所要回数分」を「在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員にあつては、1 箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第 30 条中「平均 1 箇月当たりの通勤所要回数が 10 回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、100 分の 50」を「1 箇月当たりの平均通勤所要回数が 10 回に満たない職員」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 条例第 16 条第 2 項第 2 号の規則で定める割合は、100 分の 50 とする。

第 56 条の次に次の 1 条を加える。

（在宅勤務等手当）

第 56 条の 2 条例第 17 条の 2 第 1 項の規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 職員の配偶者又は 2 親等内の親族の住居
- (2) 宿泊施設の客室（職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。）
- (3) 前 2 号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者が認めるもの

2 条例第 17 条の 2 第 1 項の規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する時間外勤務代休時間又は条例第 20 条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）
- (2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があつた時間

3 条例第 17 条の 2 第 1 項の規則で定める期間は、3 箇月とする。

4 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例第 17 条の 2 第 1 項の規則に規定する勤務（以下この項において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

5 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

6 在宅勤務等手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

7 職員が新たに条例第17条の2第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。